

スターティア光 契約約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条（契約の成立）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3. 当社は、電気通信事業法の<u>要請がある場合においては、契約成立後の契約書面を手渡し又は電子メール等の電磁的な方法にて交付するもの</u>とします。</p>	<p>第1条（契約の成立）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>3. 当社は、電気通信事業法にて定める「<u>契約者の個別の契約内容を明らかにした書面（以下「契約書面」といいます。）を、電子メールで交付します。ただし、当社は、契約者から紙媒体で契約書面を交付するよう申出があったときは、紙媒体で契約書面を契約者に交付するもの</u>とします。</p>
<p>第2条（本契約約款の変更）</p> <p>1. 当社は、改訂日の1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本契約約款を変更することができるものとします。ただし、本契約約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は<u>申込者</u>の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本契約約款を変更することができるものとします。</p> <p>2. <u>申込者</u>が本契約約款の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。なお、当該解除が第10条第2項に定める最低利用期間内であっても、契約者は、違約金を支払うことを要しないものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>第2条（本契約約款の変更）</p> <p>1. 当社は、改訂日の1か月前までに当社のホームページ上で告知することにより、本契約約款を変更することができるものとします。ただし、本契約約款の変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又は<u>契約者</u>の一般の利益に適合するような内容である場合、当社は直ちに本契約約款を変更することができるものとします。</p> <p>2. <u>契約者</u>が本契約約款の変更に同意できないときは改訂日までに当社に申し出ることにより本契約を将来に向かって、解除することができるものとします。なお、当該解除が第12条（本契約の変更、中途解約）第2項に定める最低利用期間内であっても、契約者は、違約金を支払うことを要しないものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第7条（契約者回線等の設置）</p> <p>1. 当社は、契約者と協議のうえ、契約者が指定した住所内の建物又は<u>工作物において、NTTの線路から原則として最短距離にあつて、堅固に設置できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線（本契約に基づいて取扱所交換設備と契約者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。以下同</u></p>

変更前	変更後
	<p>じ。)の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所として登録します。</p> <p>2. 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所を提供するものとします。</p> <p>3. 契約者は、当社が本契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気を提供するものとします。</p> <p>4. 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を必要とするときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置するものとします。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第8条（契約者回線の移転）</u></p> <p>1. 契約者は、当社が NTT 東日本又は NTT 西日本のサービス提供エリアに基づき指定する区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。</p> <p>2. 契約者は、前項の規定により移転の請求をする場合、当社に対し、移転先住所を確認するための書類を提出するものとします。</p> <p>3. 当社は、第1項の請求があったときは、第1条（契約の成立）の規定に準じて取り扱うものとします。</p>
<p>第7条（本サービスの利用料金）</p> <p>（中略）</p> <p>5. 前項にも関わらず、契約者が銀行振込により本サービスの利用料を支払うときは、当社の発行する請求書に記載の支払期日までにこれを支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は契約者の負担とします。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第9条（本サービスの利用料金）</p> <p>（中略）</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、契約者が銀行振込により本サービスの利用料を支払うときは、当社の発行する請求書に記載の支払期日までにこれを支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は契約者の負担とします。</p> <p>（以下略）</p>

変更前	変更後
第 8 条 (権利・義務の譲渡の禁止)	第 10 条 (権利・義務の譲渡の禁止)
<p>第 9 条 (本サービスの停止)</p> <p>1. 契約者が第 12 条 1 項の各号のいずれか又は同条第 2 項に該当するときは、当社は本サービスを停止することができるものとします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第 11 条 (本サービスの停止)</p> <p>1. 契約者が第 15 条 (本契約の解除) 第 1 項の各号のいずれか又は同条第 2 項に該当するときは、当社は本サービスを停止することができるものとします。</p> <p>(以下略)</p>
<p>第 10 条 (本契約の変更、中途解約)</p> <p>(中略)</p> <p>5. 契約者が、光コラボレーションを提供している他の事業者への事業者変更を行うときは、前項の解約違約金に加えてお客様 ID 毎に 3,000 円 (税抜) の事業者変更手数料が発生するものとします。</p> <p>6. 前二項の規定にかかわらず、本契約が電気通信事業法に定める法人契約 (以下「法人契約」といいます。) に該当しない場合、解約違約金は、本サービスの 1 か月分の利用料金相当額を超えない金額である、お客様 ID 毎に 2,600 円 (税抜) とし、事業者変更手数料については発生しないものとします。</p> <p>7. 当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金等の請求書を発行するものとします。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金等を当社に支払うものとします。</p> <p>8. 当社は契約者に対して 3 ヶ月以上前に書面にて告知することにより本契約を解約することができるものとします。</p>	<p>第 12 条 (本契約の変更、中途解約)</p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>5. 前項の規定にかかわらず、本契約が電気通信事業法に定める法人契約 (以下「法人契約」といいます。) に該当しない場合、解約違約金は、本サービスの 1 か月分の利用料金相当額を超えない金額である、お客様 ID 毎に 2,600 円 (税抜) とします。</p> <p>6. 当社は、解約日の翌々月末日までに、契約者に対して解約違約金の請求書を発行するものとします。契約者は、請求書の発行日の翌月 5 日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に預金口座からの自動引き落としにより、解約違約金を当社に支払うものとします。</p> <p>7. 当社は契約者に対して 3 ヶ月以上前に書面にて告知することにより本契約を解約することができるものとします。</p>
<p>第 11 条 (NTT フレッツ光への再移行について)</p> <p>契約者が、本サービスへの転用後に NTT のフレッツ光に再移行するときは、以下の各号についてあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) 本契約を解約して NTT と新たな契約を締結する必要があるこ</p>	<p>第 13 条 (NTT フレッツ光への再移行及び事業者変更について)</p> <p>1. 契約者が、本サービスへの転用後に NTT のフレッツ光に再移行するときは、以下の各号についてあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) 本契約を解約して NTT と新たな契約を締結する必要があるこ</p>

変更前	変更後
<p>と</p> <p>(2) お客様 ID 及びひかり電話の電話番号を継続して使用することができず、NTT から、新たなお客様 ID 及びひかり電話番号が割り当てられること</p> <p>(3) 解約の時期によっては契約者に違約金が発生する場合があります</p> <p>と</p>	<p>と</p> <p>(2) お客様 ID 及びひかり電話の電話番号を継続して使用することができず、NTT から、新たなお客様 ID 及びひかり電話番号が割り当てられること</p> <p>(3) 解約の時期によっては契約者に違約金が発生する場合があります</p> <p>と</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>2. <u>契約者が、当社以外の光コラボレーションサービスを提供している電気通信事業者への事業者変更（以下「事業者変更」といいます。）を希望するときは、当社に対し、お客様 ID 毎に 3,000 円（税抜）の事業者変更手数料を、当社が指定する方法により支払うものとします。ただし、本契約が法人契約に該当しない場合、事業者変更手数料は発生しません。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>3. <u>契約者が事業者変更を希望する場合、当社が発行する事業者変更承諾番号が必要となります。事業者変更承諾番号の有効期間は、発行日から 15 日間です。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>4. <u>契約者は、契約者の通信回線に係る NTT の登録名義が契約者以外の名義である場合、事業者変更承諾番号が発行されない場合がありますことを理解し、自らの責任において名義変更の手続きを行うものとします。契約者は、名義変更をしなかったことにより生じた損害の賠償を当社に対し請求しません。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>5. <u>契約者が次の各号のいずれか一つ以上に該当する場合、当社は、事業者変更承諾番号の発行を一時留保し、又は事業者変更承諾番号を発行しないことができるものとし、契約者はこれに対し異議を申し立てません。</u></p> <p>(1) <u>契約者が第 15 条（本契約の解除）第 1 項各号のいずれかもしくは同第 2 項又は第 16 条（反社会的勢力の排除）第 1 項各号のい</u></p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p>	<p>いずれかに該当したことにより、当社が本契約を解除した場合</p> <p>(2) <u>本サービスの利用料金、工事費、事務手数料又は解約違約金その他当社に対する債務の履行を遅延した場合</u></p> <p>(3) <u>前二号に準ずる理由により、当社が契約者に対して事業者変更番号を発行することが相当でないと判断する合理的な理由が存在する場合</u></p> <p>6. <u>当社は、事業者変更にあたり、契約者の連絡先、住所、利用中のサービス内容その他必要な情報を、事業者変更先の電気通信事業者に開示することができるものとします。</u></p>
<p>第 12 条（初期契約解除制度）</p> <p>（中略）</p> <p>2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象の契約者（以下「対象契約者」という）は、自己の都合のみによる場合であっても、契約書面の受領日から起算して 8 日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>初期契約解除書面の例： http://startia-hikari.jp/documents/kaijo_dynamic.pdf</p> <p>（以下略）</p>	<p>第 14 条（初期契約解除制度）</p> <p>（中略）</p> <p>2. 本サービスの初期契約解除制度の適用対象の契約者（以下「対象契約者」という）は、自己の都合のみによる場合であっても、契約書面の受領日から起算して 8 日以内に、書面により申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>（以下略）</p>
<p>第 13 条（本契約の解除）</p> <p>1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(10) 第 14 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</p>	<p>第 15 条（本契約の解除）</p> <p>1. 契約者又は当社は、その相手方が次の各号のいずれかに該当したときは当該相手方へ何らの催告も要せず直ちに本契約の全部もしくは一部を解除することができます。本条に基づく本契約の解除の効果は解除日より将来に向かって効力を有するものとし、遡及しないものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>(10) 第 16 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき</p>

変更前	変更後
(以下略)	(以下略)
<p>第 14 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 契約者及び当社は、<u>以下の各号を表明保証するとともに、将来にわたっても各号を遵守することを確約します。</u></p> <p>(1) <u>自社が暴力団関係者(暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう)に該当していないこと</u></p> <p>(2) <u>暴力団関係者が自社の経営に実質的に関与していないこと</u></p> <p>(3) <u>暴力団関係者を利用していないこと</u></p> <p>(4) <u>暴力団関係者に資金を供給していないこと</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>2. <u>前項違反を理由に本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。</u></p>	<p>第 16 条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 契約者及び当社は、<u>次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。</u></p> <p>(1) <u>自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者 (以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。) に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと。</u></p> <p>(2) <u>自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと。</u></p> <p>(3) <u>自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害および信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと。</u></p> <p>2. <u>前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。</u></p>
<p>第 15 条 (秘密保持)</p> <p>1. <u>当社は、本サービスの提供により知り得た契約者の本サービスの利用状況等について、契約者の事前承諾のある場合又は公的機関の照会等法令に基づく要請がある場合を除き、第三者 (当社のグループ会社を除く) に開示又は漏洩いたしません。</u></p> <p>2. <u>前項の規定は、当社が NTT、請求会社、自動振替口座の金融機関及</u></p>	<p>第 17 条 (秘密保持)</p> <p>1. <u>当社は、電気通信事業法に従い、契約者の通信の秘密を保護します。</u></p> <p>2. <u>当社は、本契約の遂行により知り得た契約者に関する情報 (以下「秘密情報」といいます。) を、契約者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、秘密情報の漏洩、滅失、き損又は盗用を防止するための合</u></p>

変更前	変更後
<p><u>び収納代行に対して、本サービスを履行するために必要な範囲で契約者に関する情報を提供することを妨げません。</u></p>	<p><u>理的な安全管理措置をとらなければならないものとします。</u></p> <p>4. <u>前各項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる場合、秘密情報を必要な範囲内で開示することができるものとします。</u></p> <p>(1) <u>自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して開示する場合</u></p> <p>(2) <u>法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体、金融商品取引所の規則その他これらに準ずる定めに基づき開示を求められた場合</u></p> <p>(3) <u>当社がNTT、請求会社、自動振替口座の金融機関及び収納代行に対して、本契約を遂行するために必要な範囲で開示する場合</u></p> <p>(4) <u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）に基づく発信者情報の開示要件を満たす開示請求があった場合、同法に定める手続きに従い、発信者情報を開示請求者に対して開示する場合</u></p> <p>5. <u>前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報としないものとします。ただし、個人情報については個人情報保護法等の関連する法令を遵守して取り扱うものとします。</u></p> <p>(1) <u>開示を受けた際、既に自己が保有していた情報</u></p> <p>(2) <u>開示を受けた際、既に公知となっている情報</u></p> <p>(3) <u>開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報</u></p> <p>(4) <u>正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報</u></p> <p>(5) <u>契約者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報</u></p> <p>6. <u>本条の規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとします。</u></p>
<p>第 16 条（契約者の名称等の変更）</p>	<p>第 18 条（契約者の名称等の変更）</p>
<p>第 17 条（免責）</p>	<p>第 19 条（免責）</p>

変更前	変更後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1. 当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</p> <p>2. 当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</p> <p>3. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1. <u>当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合、それがやむを得ない理由または契約者の指示によるものであるときは、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>2. <u>当社は、本契約約款等の変更により、契約者が設置する端末設備又は電気通信設備の改造、変更又は設定変更を要することとなる場合であっても、その費用を一切負担しません。</u></p> <p>3. 当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。</p> <p>4. <u>本サービスは、最大通信速度及び常時接続が保証されておらず、特定の条件下など可能な場合にのみ最大限の速度での通信が可能となる回線です。従って、契約者は、通信回線の混雑状況や通信環境などにより、本通信回線の接続が一時的に中断することがあること、又は通信速度が低下することがあることをあらかじめ了承し、通信回線の通信品質・速度について当社へ異議を申し立てないものとします。</u>当社は、本サービスの通信速度などの品質について、良好な状態で提供するよう商業的に合理的な範囲で努めるものとしますが、常に一定の品質が得られることまでを保証するものではありません。</p> <p>5. 当社の責めに帰さない事由（地震等の自然災害及びテロ・戦争等を含みますが、これらに限られません）により発生した本契約に関連する一切の損害については、当社は一切責任を負わないものとします。</p> <p>6. <u>契約者は、第一種電気通信事業者によって指定される工事日程等に起因して、本サービスの開通手続きが、契約者が希望した日程で進</u></p>

変更前	変更後
<p>(新設)</p>	<p>まない場合があること、及び一度決まった日程が事情により変更される場合があることをあらかじめ了承します。</p> <p>7. 契約者は、本サービスの開通作業に関連して、次の各号に規定される事項にあらかじめ承諾します。</p> <p>(1) 開通作業において、当社による現地調査が必要となる場合があり、調査内容によっては有償の作業が発生する場合があること。</p> <p>(2) 開通作業が完了するまでは、契約者に発行された電話番号が変更される場合があること。</p> <p>(3) 前号の電話番号変更により損害（印刷物等の制作費用、番号再発行に伴う工事の延期による損害を含みますが、これらに限りません。）が発生した場合においても、当社に対し損害賠償を請求しないこと。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第20条（不可抗力）</p> <p>天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、サイバー攻撃、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の履行遅滞又は履行不能については、契約者及び当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。</p>
<p>第18条（損害賠償）</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条（損害賠償）</p> <p>(中略)</p> <p>3. 前二項の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できなかったこと（電気通信に著しい</p>

変更前	変更後
	<p><u>支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となった場合を含みます。以下同じ。)</u>により発生した損害については、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) <u>契約者は、本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知ってから 48 時間以上その状態が継続した場合に限り、当社に対し損害賠償を請求することができるものとします。</u></p> <p>(2) <u>本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知ってから 24 時間ごとに日数を計算し、当社が負担する賠償額は、下記の計算式で算出された金額とします。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;"><u>損害賠償額＝本サービスの月額基本料金×使用できなかった日数÷30</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
第 19 条（遅延損害金）	第 22 条（遅延損害金）
<p>第 20 条（残存条項）</p> <p>第 8 条（権利・義務の譲渡の禁止）、第 15 条（秘密保持）、第 17 条（免責）、第 18 条（損害賠償）、第 21 条（準拠法・管轄裁判所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>	<p>第 23 条（残存条項）</p> <p>第 10 条（権利・義務の譲渡の禁止）、第 13 条（NTT フレッツ光への再移行及び事業者変更について）、第 17 条（秘密保持）、第 19 条（免責）、第 21 条（損害賠償）、第 22 条（遅延損害金）、本条及び第 24 条（準拠法・管轄裁判所）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。</p>
第 21 条（準拠法・管轄裁判所）	第 24 条（準拠法・管轄裁判所）
第 22 条（個人情報の取り扱い）	第 25 条（個人情報の取り扱い）
<p style="text-align: center;">2015 年 3 月 31 日制定 2015 年 10 月 20 日改訂 2016 年 3 月 3 日改訂 2016 年 7 月 15 日改訂</p>	<p style="text-align: center;">2015 年 3 月 31 日制定 2015 年 10 月 20 日改訂 2016 年 3 月 3 日改訂 2016 年 7 月 15 日改訂</p>

変更前	変更後
2017年9月25日改訂 2018年1月29日改訂 2019年7月8日改訂 2021年4月26日改訂 2022年9月27日改訂	2017年9月25日改訂 2018年1月29日改訂 2019年7月8日改訂 2021年4月26日改訂 2022年9月27日改訂 <u>2022年12月25日改訂</u>

以上